

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	2
高知県議会訓令	
◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令	3
高知県教育長訓令	
◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	3
◎教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	4
高知県人事委員会訓令	
◎高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令	4
高知県労働委員会訓令	
◎高知県労働委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令	4

規 則

高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第33号

高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

高知県附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

個人情報保護制度委員会委員
個人情報保護審査会委員

を

「

個人情報保護審議会委員

」

に、「スポーツ推進審議会の委員及び臨時委員」を「スポーツ振興県民会議の委員、臨時委員及び専門委員」に、「県営住宅入居者選考委員会委員」を「県営住宅入居者選考基準等審査委員会委員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第34号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号中「福祉指導課」を「福祉指導課、スポーツ課」に、「高等学校課」を「高等学校課、保健体育課」に改め、同条第5項中「同項第4号、第5号及び第7号」を「同項第2号、第4号、第5号及び第7号」に改める。

第7条第1項第5号中「高等学校課」を「高等学校課、保健体育課」に改める。

第10条第1項中「記名して認印を押し」を「記名し」に、「作成し、これに前任者、後任者及び立会人が認印を押さなければ」を「作成しなければ」に改める。

第29条第1項第7号中「第14条及び高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第24条の規定による公文書の写し等の交付に要する費用」を「第14条第1項の規定による公文書の写し等の交付に要する費用、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第24条の規定による特定歴史公文書等の写しの交付に要する費用及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）第7条第1項ただし書の規定による地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用」に改める。

第35条第1項第2号中「若しくは図書館」を「、公文書館又は図書館」に改める。

第85条第1項中「、押印の上」を削る。

別表第1の表中「、高知西」、「、高知南」及び

「

高知南中学校

高知南高等学校の事務職員を兼務する事務長以外の上席の公立学校事務職員

」

を削る。

別記第2号様式中「◎」を削る。

別記第3号様式中「◎」を削る。

別記第4号様式から別記第4号様式の3までの規定中「◎」を削る。

別記第7号様式中「◎」を削る。

別記第16号様式中「◎」を削る。

別記第17号様式中「◎」を削る。

別記第22号様式中「◎」を削る。

別記第31号様式中「◎」を削る。

別記第37号様式の2及び別記第39号様式中「◎」を削る。

別記第39号様式の2中「領収書はり付け欄」を「領収書貼り付け欄」に改め、「◎」を削る。

別記第40号様式から別記第40号様式の4までの規定中「◎」を削る。

別記第41号様式中「◎」を削る。

別記第42号様式及び別記第51号様式中「◎」を削る。

別記第54号様式及び別記第55号様式中「◎」を削る。

別記第56号様式及び別記第80号様式中「◎」を削る。

別記第81号様式中「◎」を削り、「てんまつ」を「てん末」に改める。

別記第83号様式及び別記第84号様式中「◎」を削る。

別記第94号様式から別記第99号様式まで及び別記第103号様式から別記第105号様式までの規定中「◎」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 令和5年4月1日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第7号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(12)の項及び2の(13)の項を次のように改める。

(12) 情報の公開に関すること。	ア 高知県公文書開示審査会への諮問			○	〃		
	イ 公文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為に関する審査請求に対する裁決			○	〃		
	ウ 公文書の開示決定等及び当該開示決定等に係る通知並びに公文書の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知			○	〃		
	エ ウの事項以外の公文書の開示の実施等			○	〃		
(13) 個人情報の保護に関すること。	ア 高知県行政不服審査会への諮問			○	〃		
	イ 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為に関する審査請求に対する裁決			○	〃		
	ウ 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに当該開示決定等、訂			○	〃		

正決定等及び利用停止決定等に係る通知並びに保有個人情報の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知							
エ ウの事項以外の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施等			○	〃			
オ アからエまでの事項以外の個人情報の保護に関すること。			○	〃			

別表第1の3の(12)の項中「配偶者同行休業」を「高齢者部分休業、配偶者同行休業」に改め、同表3の(24)の項中「部分休業」を「高齢者部分休業及び部分休業」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

議 会 訓 令

高知県議会訓令第1号

議会事務局

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県議会議長 明神 健夫

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令

高知県議会事務局規程（平成15年2月高知県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第11号中「情報公開」を「情報の公開」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 個人情報の保護に関すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号、第9条第1号、第10条第1号及び第11条第1号中「休職」を「休職、高齢者部分休業」に改める。

別表2の(13)の項中「情報公開」を「情報の公開」に改め、同表2の(13)のウの項中「並びに当該開示決定等」を「並びに公文書の開示決定等」に改め、同表2の(14)の項を次のように改める。

(14) 個人 情報 の保 護に 関す	ア 高知県行政 不服審査会へ の諮問			○			
	イ 保有個人情 報の開示決定	○					

るこ
と。

等、訂正決定
等及び利用停
止決定等並び
に開示請求、
訂正請求及び
利用停止請求
に係る不作為
に関する審査
請求に対する
裁決

ウ 保有個人情
報の開示決定
等、訂正決定
等及び利用停
止決定等並び
に当該開示決
定等、訂正決
定等及び利用
停止決定等に
係る通知

エ 保有個人情
報の開示決定
等に係る第三
者からの意見
の聴取及び第
三者への通知

オ アからエま
での事項以外
の個人情報の
保護に関する
こと。

○

○

○

別表3の(5)の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和5年4月1日

高知県教育長 長岡 幹泰

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育次長の権限に属する事務決裁規程（平成28年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の(15)の項を同表2の(17)の項とし、同表2の(14)の項中「(13)」を「(15)」に改め、同表2の(14)の項を同表2の(16)の項とし、同表2の(13)の項の次に次のように加える。

(14) 特定登録取消者の保育士の登録 (法第18条の20の2)		○			
(15) 保育士が欠格事由に該当すると 認めた旨等の報告の受理（法第18条 の20の3第1項）		○			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会訓令

高知県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程（昭和45年12月高知県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「情報公開」を「情報の公開」に、「不作為に係る」を「不作為に関する」に改め、同条第5号中「、個人情報」を「、保有個人情報」に、「是正決定等」を「利用停止決定等」に、「是正請求に係る不作為に係る」を「利用停止請求に係る不作為に関する」に改め、同条第6号中「育児休業」を「高齢者部分休業並びに育児休業」に改める。

第3条第1項第3号中「情報公開」を「情報の公開」に改め、同号イ中「並びに当該開示決定等」を「並びに公文書の開示決定等」に改め、同号ウ中「実施」を「実施等」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 個人情報の保護に関する事項で次に掲げるもの
 - ア 高知県行政不服審査会への諮問に関すること。
 - イ 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る通知並びに保有個人情報の開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。
 - ウ イに掲げるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施等に関すること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、個人情報の保護に関すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

労働委員会訓令

高知県労働委員会訓令第1号

労働委員会事務局

高知県労働委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

高知県労働委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改

正する訓令

高知県労働委員会事務局の専決及び代決規程（平成29年3月高知県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「情報公開」を「情報の公開」に、「不作為に係る」を「不作為に関する」に改め、同条第2号中「、個人情報」を「、保有個人情報」に、「是正決定等」を「利用停止決定等」に、「是正請求に係る不作為に係る」を「利用停止請求に係る不作為に関する」に改める。

第3条第1号中「情報公開」を「情報の公開」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。